

2015年度事業報告書

特定非営利活動法人
大阪精神医療人権センター

第1 事業期間

2015年4月1日～2016年3月31日

第2 事業の成果

精神障害者に対する人権侵害を未然に防止し、侵害が行われた場合には、迅速に救済活動を行う必要があることから、電話および投書・FAX・メール、面談による相談事業を行い、精神障害者の権利擁護に一定の貢献をしてきた。

また、精神障害者が安心してかかれる医療体制を実現するためには、精神科病院について利用者が知りたい情報が公開され、チェックされる必要がある。この観点から、2015年度も引き続き病院訪問活動を実施し、それを通じて得られた情報を、人権センターニュースやウェブサイト等により提供してきた。2015年11月には、当センターの30周年を記念して、大阪府下にある58病院への訪問活動の報告書を掲載した「大阪精神科病院事情ありのまま2015 扉よひらけ⑦」を発刊し、大阪府内の精神科病棟の情報を知りたい方や病院訪問活動の視点を知りたい方に向けて情報提供を強化した。

さらに、2009年度からスタートした「精神科病院に入院中の人の人権の尊重に配慮した、より良好な療養環境の維持、発展」を目的とした「大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会制度」（療養環境サポーター制度）に基づく病院訪問活動に2015年度も積極的に参加した。具体的には訪問者の日程調整を行い、精神科病棟を訪問し、療養環境を視察するとともに、利用者（入院患者）の生の声を聞き、情報提供等を行い、その結果を検討協議会に報告して検討するなどの一連の活動を継続して行った。2015年度は12病院への訪問活動を実施した。病院訪問後に作成する報告書は、検討協議会事務局に提出し、検討協議会事務局がこれを当該病院に送付して意見・弁明等を求め、検討協議会では、報告書とそれに対する当該病院からの意見等をもとに検討され、その検討結果をあらためて当該病院に送付し問題点の改善等を求めるという作業を行っている。多くの病院は、すぐに対応できそうな事項については、検討・改善を約束し、短期間のうちに改善した旨の回答をくれており、長期的に検討を要する事項については、療養環境サポーターの意見を参考、あるいは考慮するという姿勢を示している。また、本事業では、病院訪問活動で出逢う入院患者には、地域の福祉施策の情報提供も行っており、病院の外から病棟内への情報伝達の機能も担っている。

また、2015年4月には厚生労働省が、聖マリアンナ医科大学病院において精神保健指定医の資格を不正に取得したとして20名の資格を取り消すことを公表したことを受け、厚生労働省に対して意見書を提出した。2015年度後半には精神保健福祉法の見直しに際して、権利擁護システムの在り方について、人権

センターニュースに掲載し、また、シンポジウム等に参加し、意見を述べた。

2015年度は、当センターにとって、1985年11月9日の設立以来30周年という節目の年だった。

これまで当センターが積み重ねてきた活動をより一層拡充・深化させるために、過去30年間の活動の成果と今後の課題を検証・整理した。すなわち、次の新たなステージに向けた当センターの活動方針を具体化するために、定款にある「精神医療および社会生活における精神障害者の人権を擁護する活動を行うとともに、それを通じて精神障害者に対する社会の理解を促進し、障害の有無にかかわらず、人間が安心して暮らせる社会に一步でも前進させるべく貢献する」という目的の重要性を再確認するとともに、①声をきく（患者さんの訴えを聞き、病院に伝えることを支援する）、②扉をひらく（精神科病院を開かれたものにする）、③社会をかえる（安心してかかれる精神医療を実現する）という3つの柱となるビジョン、価値観を整理した。

この整理とともに、活動に関して、(i) 個別相談（投書、電話及び面会）、(ii) 精神科病院への訪問活動、(iii) 精神医療及び精神保健福祉に係る政策提言活動を軸として活動を行うことを確認するとともに、活動に専念し、より充実した活動が行うことができるように、活動部門、広報部門、財務・管理部門の部門制を導入し、各部門につき担当者を決定し、活動基盤を整備した。

これにより、事務局の負担を軽減し、財務状況を定期的に、かつ、迅速に把握することが可能となり、活動に専念するための、また、社会情勢の変化に柔軟に対応するための基盤が構築された。実際に対応できる個別相談の数が増加し、訪問活動や政策提言活動も活発化し、世代を超えて様々な立場の人々が当センターの活動に参加し、意見交換できる場所を提供することができるようになった。

また、当事者の声を活動により反映させるために「賛助会員（障害者）」（会費1,000円）を新設するとともに、会員制度をわかりやすくするために購読会員の新規募集を一旦停止し、賛助会員と特別協力会員のいずれかを選択してもらう形式にした。これにより、賛助会員又は特別協力会員として、当センターの活動に参加する人々が増える結果となった。

さらに、2015年度は、大阪弁護士会や大阪精神科診療所協会との共催の研修会を行う等広報活動の一環として、他団体とのコミュニケーションを強化した。これにより、他団体との情報共有が可能となり、精神医療及び精神保健福祉に関する最新の情報、動向を把握することが容易となり、当センターの政策提言活動が強化され、権利擁護システムの導入に向けての勉強会等の充実につながった。

これらの当センターの30年間の活動の成果は、2015年度では他機関からも高く評価を受けた。すなわち、継続的に精神障害者の権利擁護活動を行ってきたことが評価され、①医療の質・安全学会による「第9回 新しい医療のかたち賞（「市民」発の取組部門）」、②「第15回大阪弁護士会人権賞」、③NPO法人地域精神保健福祉機構（コンボ）による「第12回精神障害者自立支援活動賞（リリー賞）」を受賞することができた。

2015年度は、当センターの活動の大切さや今でも多くの方々が当センターの活動の維持、充実が期待されていることを再認識することができ、新たなスタートをきることでできた1年となった。

第3 事業の実施状況

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 事業名・『投書または電話による相談事業』

電話相談活動については、当法人事務所において毎週水曜日の午後2時から5時までの相談日を中心に週2回以上、主に精神科病院に入院中の方を対象に実施した。投書・FAX・メールによる相談活動については、随時行った。それぞれの相談件数は、次のとおりであった。

① 電話相談 のべ679名

内容は、他機関からの相談・連絡が最も多い。これは当法人の社会的認知度の高さを示している。入院患者の声としては、「退院したい」「医師の対応が冷たい」「面会に来てほしい」「外出が自由に出来ない」の順に多い。

② 投書 のべ8名 30通

③ FAX 5件

④ メール 6件

内容は、入院患者の退院や処遇に関すること等である。

(2) 事業名・『精神科病院・社会復帰施設等への訪問面会活動』

精神科病院に入院あるいは施設等に入所されている方を対象に、面会と相談活動、そして精神科病院への訪問活動を行った。これらの活動を通し各病院に退院促進への取り組みの強化を提案してきた。その件数は、次のとおりであった。

① 面会活動 12回 (のべ13名)

熟練の面会スタッフに新しい面会スタッフが同行するようにして、面会スタッフの増員に取り組んだ。また、面会後は面会した患者とのつながりを持ち続けるために積極的にハガキや往復ハガキを送付した。2014年度は5回だった面会活動の件数が、2015年度は12回(のべ13名)になった。

また、2016年の年賀状は2015年に面会や電話相談で継続的に繋がっていた約20名の入院中の方に出した。この年賀状は人権センターのボランティアの方をお願いし、手書きのイラストと筆ペンで宛名を手書きしてもらった。受け取った方から「すごくきれいな宛名でびっくりした。うれしかった!!」等、お礼の電話が数多くあった。投函した年賀状のなかで1枚だけ、届け先に届け人がいないとのことで戻ってきた。これまでのやり取りからしておそらく退院されたようだった。たとえ届かないとしても、その患者さんが退院したことがわかり、うれしい瞬間だった。

② 府立精神医療センター医療観察法病棟での権利擁護活動 6回

この活動では、法律専門職である弁護士と当センターの職員が連携、協力して、患者と面会し、当センターが長年蓄積してきたノウハウや情報を提供し、相談を受けるとともに、法的観点からの助言を行った。2015年4月から2016年3月までののべ相談者数は14名である。また、大阪府立精神医療センターから、入院者数や入院期間に

関する情報の開示を受け、現在、当該情報の分析を行っているところであるが、入院期間が長期化している傾向があるように思われ、この課題に対する分析が急務である。

③ 療養環境サポーター活動での病院訪問活動 12回
(訪問日や訪問人数等は以下の表)

	訪問年月日	医療機関名	サポーター 参加人数
1	2015年4月24日	東香里第二病院	5
2	2015年5月25日	和泉丘病院	4
3	2015年6月8日	箕面神経サナトリウム	4
4	2015年7月31日	阪本病院	4
5	2015年8月20日	大阪府立精神医療センター	6
6	2015年9月10日	貝塚中央病院	6
7	2015年10月26日	新阿武山病院	5
8	2015年11月18日	こころあ病院	5
9	2015年12月9日	藍野花園病院	8
10	2016年1月18日	吉村病院	4
11	2016年2月5日	大阪大学医学部附属病院神経科・精神科	4
12	2016年3月17日	丹比荘病院	4

(3) 事業名・『啓発・広報に関する事業』

- ① 人権センターニュースの発行 6回 (各回約800部発送)
- ② ホームページ・ブログ・フェイスブックの更新
<http://www.psy-jinken-osaka.org/>
<http://blog.canpan.info/advocacy-osaka>
- ③ メルマガ「扉よひらけ」の発行(会員限定)月1～2回
- ④ 冊子「扉よひらけ⑦」の発行 *日本財団助成事業
- ⑤ DVD「精神医療と権利擁護」の発行 *日本財団助成事業
- ⑥ 講演会・シンポジウム・研修の開催
 - ア) 定時総会・記念シンポジウム(参加者180名)
 日時:2015年5月9日(土)
 会場:エルおおさか 大会議室
 記念シンポジウム「精神科病院への訪問活動から考える～権利擁護活動のこれから～」
 当事者の立場 下村幸男氏(大阪精神障害者連絡会)
 病院の立場 河崎建人氏(一般社団法人 大阪精神科病院協会 会長)

ソーシャルワーカーの立場 柏木一恵氏（公益財団法人浅香山病院 精神保健福祉士）
司会 山本深雪（当センター副代表）・竹端寛（山梨学院大学教授）
*日本財団助成事業

イ) NPO 大阪精神医療人権センター設立30周年の集い（参加者140名）

日時：2015年11月14日（土）

会場：エルおおさか 南ホール

記念講演「権利擁護活動から考える精神保健福祉の今後
～改正精神保健福祉法の見直しにむけて～」

講師：伊藤哲寛氏（精神科医）

*日本財団助成事業

ウ) 医療観察法廃止全国集会 全2回

共催：心神喪失者等医療観察法をなくす会／国立武蔵病院（精神）強制・隔離入院
施設問題を考える会／心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネット
ワーク

「心神喪失者棟医療観察法運用実態と問題点」

日時：2015年7月26日（土）

会場：中野区産業振興センター（旧勤労福祉会館）地下一階多目的ホール

講師：ヨーラン氏（Joijn Santegoeds）

「再犯防止を掲げる刑事政策総体の中での医療観察法」

日時：2015年11月29日（土）

会場：文京シビックセンター3階 会議室1と2

講師：内田博文氏（神戸学院大学法科大学院教授）

エ) はじめての精神医療 全2回

共催：大阪弁護士会、大阪精神科診療所協会

会場：大阪弁護士会館

第1回「精神疾患をもつ方とのコミュニケーション方法」

2015年10月27日（火）

講師：北山大奈氏（精神科医・公益社団法人 大阪精神科診療所協会会員）
山本深雪（認定NPO大阪精神医療人権センター 副代表）

第2回「精神科医が教えるストレスマネジメントの基礎知識」

2016年1月27日（水）

講師：鍵本伸明氏（医療法人伸明会ナンバかぎもとメンタルクリニック院長
公益社団法人 大阪精診科診療所協会会員）

⑦ 掲載・配信

ア) 日本経済新聞 2015年7月12日

「口閉ざす患者 人権おざなり 密室の精神科病棟」

イ) 朝日新聞大阪版 2016年1月24日

「弁護士会人権賞に2団体 相談や病院訪問を継続」

ウ) 共同通信 2016年3月29日

「リリー賞に2個人と2団体」

⑧ 出演・映像協力

NHK Eテレ 2015年6月3日 ハートネットTV
シリーズ 戦後70年 第4回 精神障害者の戦後 ―病院か地域か―

⑨ 寄稿

- ア) 雑誌『ノーマライゼーション』2015年10月、日本障害者リハビリテーション協会「コミュニケーション支援はどうあるべきか」
- イ) 雑誌『ノーマライゼーション』2016年1月、日本障害者リハビリテーション協会「精神科病院への訪問活動から考える権利擁護」
- ウ) 雑誌『医療の質・安全学会誌』第11巻第1号2016年1月、一般社団法人医療の質・安全学会 「病院訪問から考える権利擁護活動の必要性～安心してかかれる精神医療を実現するために～」
- エ) 雑誌『月刊大阪弁護士会』2016年2月、大阪弁護士会「精神障害者の権利擁護に取り組んで30年」

(4) 事業名・『調査研究活動』

病院訪問活動で得られた情報、情報公開条例に基づき開示された「精神保健福祉資料」の集約・分析を行ない、人権センターニュース、冊子、ホームページで公表した。

(5) 事業名・『国・地方自治体への働きかけ』

① 国・地方自治体等の会議

- ア) 障害者政策委員会「ワーキング・セッションⅡ：精神障害者・医療ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援など」2015年5月19日・2015年6月1日参考人として招聘
- イ) 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会
- ウ) 堺市精神保健福祉審議会
- エ) 大阪府社会福祉協議会運営監視小委員会
- オ) 大阪後見支援センター運営協議会

② 意見書提出

厚生労働大臣宛「聖マリアンナ医科大学病院で発覚した精神保健指定医の資格取得の不正についての意見書」2015年4月28日

(6) 講演活動

① 当センターの活動について

- ア) 2015年4月18日 新たなえにしを結ぶ会15
「大阪発―入院中の精神障害者の権利擁護の取り組み」
- イ) 2015年6月6日 滋賀県精神保健福祉士会 総会記念講演
「精神保健福祉法改正・病棟転換問題 私たちに求められる支援とは」
- ウ) 2015年6月27日 神戸市精神障害者社会復帰施設連盟平成27年度総会
- エ) 2015年9月17日 大阪市精神障害者ピアサポーター養成講座
- オ) 2015年9月23日 障害当事者エンパワメント連続講座 ピアサポートみえ
- カ) 2015年10月12日 NPO神戸中央むつみ会

精神障害者ピアサポーター養成研修

- キ) 2015年11月23日 医療の質・安全学会
「新しい医療のかたち賞 市民発の取り組み部門」の受賞報告
- ク) 2016年1月28日 のぞみ会・あすばる甲賀協働事業 公開精神保健福祉講座
- ケ) 2016年2月24日 精神科病院（兵庫県）行動制限最小化委員会職員研修
- ② 障害者差別解消法について
- ア) 2015年11月20日 大阪精神保健福祉士協会協会例会 障害者差別解消法
- イ) 2016年3月22日 和歌山県西牟婁圏域自立支援協議会
講演「差別解消法について（精神障害者を対象とした）」
- ③ 精神保健福祉法改正の見直し・権利擁護者制度について
- ア) 2016年1月23日 日本弁護士連合会シンポジウム
「精神保健福祉法改正に向けて～『権利擁護者』について考える」
- イ) 2016年2月26日 平成27年度全国精神医療審査会連絡協議会
総会・シンポジウム「精神保健福祉法次期改正に向けて」

(7) 他団体の研修等に参加

- ① 2015年11月5・6日 日本病院・地域精神医学会総会
- ② 2015年10月24日 日本デイケア学会 大阪大会
- ③ 2015年12月1日 オープンダイアログネットワークジャパン
「オープンダイアログセミナー（大阪）」
- ④ 2016年1月9日 大阪精神科診療所協会・大阪弁護士会学術研究会
「認知症と権利擁護」
- ⑤ 2016年2月5日 特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会
フォローアップ研修会「『Re 原点回帰』～守る・育つ・創る～」
- ⑥ 2016年2月5日 アメニティフォーラム実行委員会
「アメニティフォーラム第20回記念大会」
- ⑦ 2016年2月20日 大阪精神障害者地域生活支援連絡協議会
「精神障害者地域移行近畿圏ブロックフォーラム in 大阪」

2. 収益事業

実施していない。

3. その他の事業

実施していない。

第4 社員総会の開催状況

第16回定時総会

日 時 2015年5月9日

場 所 大阪市中央区北浜東3-14 エルおおさか大会議室
 運営会員総数 20名
 出席運営会員数 19名（うち委任状出席者数 1名）
 内 容
 第1号議案 2014年度事業報告書承認の件
 第2号議案 2014年度収支計算書（財産目録、貸借対照表を含む）承認の件
 第3号議案 2015年度事業計画承認の件
 第4号議案 2015年度収支予算承認の件
 審議の結果、全員異議なく全議案を承認、可決した。

臨時総会

日 時 2015年11月14日
 場 所 大阪市中央区北浜東3-14 エルおおさか 南ホール
 運営会員総数 20名
 出席運営会員数 18名（うち委任状出席者数 2名）
 内 容
 第1号議案 定款の一部変更承認の件
 審議の結果、全員異議なく全議案を承認、可決した。

第5 理事会の開催状況

第1回理事会 2015年4月22日
 内 容
 ・2014年度事業報告書（案）検討、承認
 ・2014年度収支計算書（案）検討、承認
 ・2015年度事業計画書（案）検討、承認
 ・2015年度収支予算書（案）検討、承認
 ・電話相談、面会、療養環境サポーター活動※
 ・助成事業※
 ・人権センターの目的の確認／検討
 ・聖マリアンナ医科大学での精神保健福祉指定医の問題
 （※は第2回以降も毎回検討した。）

第2回理事会 2015年5月27日
 内 容
 ・活動内容の課題の整理と今後の目標
 ・支援者に対する広報活動の検討
 ・活動を充実させるための活動体制（部門／担当者）の検討

第3回理事会 2015年6月24日
 内 容
 ・臨時総会の開催
 ・人権センターの目的の確認／検討
 ・活動を充実させるための活動体制（部門／担当者）の検討
 ・支援者に対する広報活動の検討
 ・大阪弁護士会ひまわりとの共催事業

第4回理事会 内 容	2015年7月22日 ・人権センターの目的の確認／確定 ・活動を充実させるための活動体制（部門／担当者）の確定 ・30周年記念講演会の内容の検討
第5回理事会 内 容	2015年8月26日 ・30周年記念講演会の内容・チラシの検討 ・支援者に対する広報活動の検討
第6回理事会 内 容	2015年9月30日 ・療養環境サポーター制度について ・支援者に対する広報活動の検討
第7回理事会 内 容	2015年10月28日 ・臨時総会議案の承認 ・療養環境サポーター制度について ・支援者に対する広報活動の検討
第8回理事会 内 容	2015年11月25日 ・30周年記念講演会の振り返り ・支援者に対する広報活動の検討 ・権利擁護者制度について
第9回理事会 内 容	2015年12月19日 ・2015年の振り返り
第10回理事会 内 容	2016年1月20日 ・2016年度定時総会議案と記念講演会について
第11回理事会 内 容	2016年2月24日 ・運営会員の申し込み承認 ・2016年度定時総会議案と記念講演会について
第12回理事会 内 容	2016年3月23日 ・2015年度の活動の振り返り ・2016年度の活動の方針

以 上